

京都農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供します。

本市の住民は、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について意見がある場合、平成25年7月23日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者又はその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成25年6月24日から平成25年7月23日までに京都市にこれを申し出ることができます。

平成25年6月24日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

平成25年6月24日から平成25年7月23日まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。)

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで

(ただし、正午から午後1時までは除く。)

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農政企画課

4 意見書の提出要領

この農業振興地域整備計画書案について意見書を提出しようとする者は、氏名、

年齢，住所を法人の場合にあっては，法人名，代表者名，事務所の所在地を記載のうえ，前記案件について意見をできるだけ具体的に記載した文書を京都市産業観光局農林振興室農政企画課に提出してください。

提出された意見書に対する個別の回答は行わず，当該整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告致します。

なお，提出された意見書については，その内容を公表する場合がありますので御了承ください。

5 異議申出書の提出要領

この農用地利用計画の変更案について異議申出書を提出しようとする者は，氏名，年齢，住所及び前記案件について申出をできるだけ具体的に記載した文書を京都市産業観光局農林振興室農政企画課に提出してください。

(産業観光局農林振興室農政企画課)